

区分支給限度額の一時引上げにおける取扱いについて

- 事業対象者の支給限度額は、原則5,003単位としますが、申請をすることで一時的に限度額を引き上げることを可能とします。

利用者区分	サービス利用パターン例	ケアマネジメントに係る費用	支給限度額
事業対象者	事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (契約書第7条に基づく)	原則 5,003単位 列外的に10,473単位まで (*別途申請が必要)

◆申請ができる場合

- 利用者の状態が、退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるケース等(骨折や怪我、病後など回復の見込みがあるケース等を想定)

◆申請の方法

- 一時的に限度額の引き上げを申請する場合は、書類を添付し**横浜町福祉課介護グループ**に提出してください。

【提出書類】

- ・ 事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書
 - ・ 被保険者証
 - ・ 介護予防サービス・支援計画書
 - ・ サービス担当者会議の要点
- 申請期限について、月末までに申請すると、翌月10日の請求が可能。
(あくまでも原則とし、ケースによってはこの限りではない)
*** 事前に地域包括支援センターへの相談が必要となります**

◆一時的に限度額を引き上げる期間

- 概ね3ヶ月を想定。
継続が必要な場合は、次回見直し時期までに再度申請。利用者の状況によっては、要介護認定等申請の必要性を検討する。

【留意事項】

- ・ **平成29年4月現在の取り扱い**とする。
- ・ 「区分支給限度額の一時的引上げにおける取扱い」について変更が生じた場合には、都度、修正し、関係機関へ周知するものとする。